

総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会
荷主判断基準 WG 事務局 宛て

令和5年1月19日
氏名： 内田明美子

●荷主の非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準等の新設及び見直しのイメージ（案）について

○1. 承認します

2. 承認しません

※1. 又は2. に○を付してください。

●御意見について

御意見

①（参考資料 1-5）定期報告書の様式について

- ・ 荷主に求める定期報告書のフォーマットは、荷主にとって「この形で輸送全体の実態を把握すると、CN への取り組みを管理しやすい」と思えるものであることが理想。
- ・ 今回の新フォームである「非化石エネルギーの使用状況」は現在の形でよいが、今後、ここで報告される「自家用及び荷主専属用輸送に使用する貨物自動車」による輸送量が全輸送量（トンキロ）のどのくらいをカバーしているか、その中で非化石対応車両で運んでいる分のシェアがどのくらいなのかを認識させるようにしたい。
- ・ 将来的には「第1表. エネルギー使用量報告」の表とリンクさせて、非化石対応車両導入の CN への貢献度を見える化することを考えてほしい。

② 事務局資料1 見直しイメージ p3（3）貨物輸送事業者との運賃等の設定に係る協議非化石転換コストの負担について

- ・ 運送事業者への支援として、非化石転換による運行原価の上昇とチャージ額の設定方法について、標準的な計算例を示していくことを考えてほしい。令和2年に提示された「標準的な運賃」の追加情報として開示する形が現実的か。

③ トラックの輸送情報の取得についての今後の期待

- ・ 経産省「持続可能な物流検討会」の中間報告において、荷主に対して物流効率化への取り組みを義務付ける方向性が示され、その実践方法として、省エネ法の枠組みが「手本」にすべき先行事例と位置づけられている。荷主のためにも、報告が完全な2度手間になるのではなく、同じデータで自社の取り組みを有効にモニタリングでき、報告もできるように連携してほしい。
- ・ 確かに、省エネ法の枠組みは、行政が「改善・効率化の推進」を狙いとして荷主の物流の実態を把握するというテーマにおいてトップランナーであり、今後、省エネ法チームが省庁横断的にリーダーシップをとっていかれることを期待したい。
- ・ 特に、情報ソースを将来的に「荷主（あるいは運送事業者）からの報告書提出」ではなく自動取得にしていくことを、今後の課題として認識してほしい。

令和5年1月19日

氏名： 納富 信

- 荷主の非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準等の新設及び見直しのイメージ（案）について

1. 承認します

2. 承認しません

※1. 又は2. に○を付してください。

- 御意見について

御意見
事務局資料1に関しては、作成にあたり大変ご苦勞様でした。内容等について委細了解致しました。 参考資料について、細かい点ですが、意見をさせていただきます。 ・参考資料1-4「中長期計画書の様式イメージ（案）」に関して、非化石転換の目標年度が2030年と規定されていますので、4ページのⅢ 1-1の表中「目標年度における定量目標の目安」の年度は予め2030年と記載しておくのが良いと考えます。（右の「目標」の年度は中長期計画を立案する事業者等が設定する目標の年度ですよね？）同様のことが参考資料1-5「定期報告書の様式イメージ（案）」の12ページについても。 ・同参考資料1-4（4ページ）および1-5（12ページ）について、最右欄において「目標」と「自主目標」と微妙に異なる表現になっていますので、「自主目標」が良いかと思いますが）統一すると良いと考えます。 以上

令和5年1月19日
氏名：二村 真理子

●荷主の非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準等の新設及び見直しのイメージ（案）について

①. 承認します

2. 承認しません

※1. 又は2. に○を付してください。

●御意見について

御意見
今回の事務局からお示しいただいた告示案について賛成いたします。今後は技術革新に応じて、適宜内容を見直すことが大事かと存じます。

令和5年1月19日
氏名： 山川文子

- 荷主の非化石エネルギーへの転換に関する荷主の判断の基準等の新設及び見直しのイメージ（案）について

1. 承認します

2. 承認しません

※1. 又は2. に○を付してください。

- 御意見について

御意見
荷主が定める非化石エネルギーへの転換目標は、今後の非化石エネルギー自動車の普及状況や価格、充電インフラの整備状況等が明確ではない中で設定されることになる。目標達成状況に対する評価は、これらの市場の実態を踏まえた上で実施していただきたい。また、非化石エネルギー自動車の普及のための支援策も併せて実施する必要がある。